

<報道発表資料>

令和3年8月3日

サツマイモ基腐(もとぐされ)病が県内で初めて確認されました

県南西部地域のほ場より採取したサツマイモの株から、本県で初めてサツマイモ基腐病の発生が確認されました。

発病した株の抜き取り・処分や本病に関する情報提供等を通じ、まん延防止に努めます。

1 サツマイモ基腐病の概要

(1) 発生の原因

糸状菌(カビ)の一種が種いもや苗に感染し、それらがほ場に植えられることで発病します。また、発病した株で作られた菌の胞子が、雨水等により移動することで周辺の株に伝染します。

(2) 症 状

サツマイモが本病にかかると、地面に近い部位の茎が黒変し、葉が黄化します。病状が進行すると、茎葉が枯死し、いもが腐敗します。本病が多発したほ場では、大幅な減収を生じるおそれがあります。



写真1 茎の黒変(矢印)と葉の黄化症状



写真2 感染し腐敗した「いも」の例

※「生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業(01020C) 令和2年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より」

(3) 国内での発生状況

本病は国内では平成30年に沖縄県で初めて発生が確認され、その後、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県、高知県、静岡県、岐阜県、群馬県、茨城県、東京都、千葉県、岩手県、愛媛県、福井県でも確認されています。

2 発生確認の経過及びこれまでの対応状況

- (1) 令和3年6月15日に関東農政局から、本病に感染した可能性のあるサツマイモ苗が県内に流通している旨の注意喚起がありました。
- (2) 苗生産業者から県内の出荷先（主に種苗店）の情報を収集し、全出荷先へ確認した結果、県内へ出荷された苗 28,000 本のうち 12,255 本の販売先（83人）が判明しました。（7/30時点）
- (3) (2) の苗販売先に直接連絡して本病の発生に関する注意喚起を行うとともに、苗販売先のうち71人の栽培中のほ場に出向き、生育状況の確認を順次行いました。
- (4) (3) の確認の中で、県南西部地域の販売先で栽培しているほ場2か所から採取したサツマイモ3株について、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構に診断を依頼した結果、3株全てでサツマイモ基腐病の発生が確認されました。

3 今後の対応等

- (1) 本病が発生したサツマイモほ場において、感染した株について抜き取り・処分を生産者に依頼しました。
- (2) 判明している苗販売先（83人）に対しては、引き続きほ場の発病の状況に注視するよう呼び掛けるとともに、今後も定期的に連絡してほ場を確認し、発病の疑いのある株については抜き取り・処分の依頼を徹底します。
- (3) 未判明の苗販売先に対しても、本病に関する情報提供をホームページやSNSで行うとともに、注意喚起のリーフレットを関係機関と連携して掲示・配布しています。今後は本病の発生と防除対策を通知し、まん延防止に努めます。

4 相談・連絡先

- ・ 埼玉県農産物安全課 農薬・植物防疫担当（齋藤・山岡） 048-830-4053
- ・ 埼玉県病虫害防除所（高井・岩瀬） 048-539-0661

【別紙資料】

- ・ 本病の発生及び防除対策に関するリーフレット